

生駒市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 2 1 日

生駒市公平委員会

委員長職務代理者 鳥 山 半 六

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年 9 月生駒市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長部局の項中「及び企画係長」を「、企画係長及び行政経営係長」に改める。

別表第 2 子育て支援総合センターの項中「子育て支援総合センター」を「こども家庭センター」に改め、同表男女共同参画プラザの項中「男女共同参画プラザ」を「ダイバーシティ推進プラザ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。